

商工会は行きます。聞きます。提案します。

さぼ〜と



第65号 南丹市商工会だより

発行者

南丹市八木町八木東久保 28-1

南丹市商工会

Tel 0771-42-5380 Fax 0771-42-5734

平成30年度第11回通常総代会を開催



平成30年5月11日(金)午後2時より、南丹市日吉町生涯学習センター「遊 you ひよし」において、平成30年度第11回通常総代会が開催されました。

定刻の午後2時に開催が直せられ武田商工会長の開会挨拶の後、ご来賓の上條南丹広域振興局副局長並びに西村南丹市長、片山京都府議会議員及び今西南丹市

議会議員、沖田京都府商工会連合会長からご祝辞をいただきました。また、議長選出においては園部町の飯田学氏が指名され、総代会資料に基づき議案審議に入りました。第1号議案「平成29年度事業報告並びに収支決算書承認の件」第2号議案「平成30年度事業計画(案)並びに収支予算(案)決定の件」第3号議案「平成30年度借入限度額並びに借入先決定の件」、原案通りに承認・決定をいただきました。また、第4号議案「任期満了に伴う役員選任の件」につきましては、定款第22条及び運営規約第12条第3項に基づいて選考委員による指名推薦方法により役員候補者を選出する方法とすることの説明の後、各支部より1名ずつ選考委員が指名され、選任方法と選考委員の選任について承認をいただき、休憩を挟んで木村求役員選考委員より役員候補者の選考結果の発表があり、候補者の役員就任について審議の後、選考役員候補者の役員選任の承認決定がされました。続いて、新役員を代表して商工会長に就任された寺田弘和氏より就任の挨拶がありました。次いで、出野副会長より閉会の挨拶が述べられ、午後4時7分平成30年度第11回通常総代会を閉会しました。理事・総代の皆様、ご多忙中のところ通常総代会にご出席を賜り誠にありがとうございました。

今回の通常総代会で役員として承認され就任していただきます方々をご紹介します。

敬称略

役職名	氏名	事業所名	所在地
会長	寺田弘和	㈱八光館	八木町
副会長	坂矢勝哉	坂矢木材㈱	園部町
副会長	今井昌仙	共立グラビア㈱	日吉町
理事	中川賢治	(有)日置中川工務店	八木町
理事	木村求	フレッシュマート木村力商店	八木町
理事	八木昇	(有)RPS YAGI	八木町
理事	国府正道	プチハート	八木町
理事	波部尚徳	波部産業(株)	八木町
理事	木村智	㈱木工舎	園部町
理事	村田良智	㈱ムラタ瓦	園部町
理事	谷尻昌史	佐井忠本店	園部町
理事	十倉健	十倉計治郎商店	園部町
理事	塩貝孝之	いこいの里	園部町
理事	樋口浩之	ヒグヒロキ一級建築士事務所	園部町
理事	金子和成	日興建設㈱	日吉町
理事	芦田竜一	㈱あしだ	日吉町
理事	内藤俊樹	㈱内藤商店	日吉町
理事	勝山直	(有)かやぶきの里	美山町
理事	外田誠	外田養鶏場	美山町
理事	工藤吉幸	一品料理まつり	美山町
理事	堂本宜孝	鶴ヶ岡製紐工場	美山町
理事	仲江覚	仲江工務店	美山町
理事(青年部)	柴田洋希	津多屋	園部町
理事(女性部)	片山浩美	(有)片山油店	園部町
監事	長野豊	(有)枕川楼	美山町
監事	山内基義	㈱共立工務店	園部町

24名の理事の皆様には3年間お世話になりますが、よろしく願いいたします。

……………夏季軽装を実施中です……………

＜実施期間＞5月1日(火)～10月31日(水)

●地球温暖化対策及びオフィスの省エネ・節電の観点から、軽装で執務を行っております。ご来訪の方にも軽装のままご対応させていただくことがあります。上記趣旨をご理解の上ご協力よろしく願いいたします。

中小企業知恵の経営ステップアップ事業のご案内

京都府と南丹市商工会では、厳しい経営環境にある、中小企業の方々を支援する「中小企業知恵の経営ステップアップ事業」を実施いたします。
 本事業は商工会経営支援員（中小企業応援隊）の支援策として、本事業主旨に沿ってみなさんが平成30年度に実施される取組（事業）に必要な経費の一部を補助し、応援しようとするものです。

【申請受付期間】

平成30年6月1日（金）から平成30年12月25日（火）まで

- 1 南丹市内に事業所（団体）等を有する中小企業等が対象
 ※平成29年度に中小企業知恵の経営ステップアップ補助金事業を実施した企業は対象外。
 ※平成28年度以前に中小企業知恵の経営ステップアップ補助金事業を実施された企業は経営改善に繋がった根拠資料を添付
- 2 平成30年4月1日から平成31年1月31日までの間に実施する中小企業等の経営改善に繋がる工夫を凝らした取組（事業）の集客向上に繋がる取組（事業）などが対象
- 3 補助金については次のとおり

項目	対象		補助率	補助上限
(1) 経営改善型	中小企業等	小規模企業*	3分の2	200,000円
		中小企業（小規模企業除く。）*	2分の1	300,000円
		中小企業を構成員とする団体等*	3分の2	200,000円
起業支援型	創業予定者、中小企業等		3分の2	200,000円

※ 別途専門家派遣も可能

※公募要領・申請書類等は南丹市商工会ホームページからダウンロードできます。

★詳細については、商工会までお問い合わせください。

南丹市誇りと絆の賑わい商店街づくり事業について

南丹市内商店街の活性化を図るため、積極的な取組を行う団体に対し、そのにぎわい事業を実施するための必要な経費を支援するものです。

【交付対象団体・金額】

南丹市内を拠点として活動し、南丹市商工会に所属する3以上の小売業・サービス業等の店舗で構成される団体。

構成数	3～10店舗	20万円まで
	11～20店舗	30万円まで
	21店舗以上	40万円

【交付金の対象となるにぎわい事業】

1. にぎわい創出事業
 - ・街ゼミ、街バルなどの地域交流型のイベント
2. 販売促進事業
 - ・商店街へ来街し消費を促進させるための事業
3. 情報化推進事業
 - ・新しい街の魅力を創造し、市民への情報発信を行う事業。地図、ホームページ、情報誌の発行など
4. 顧客サービス強化事業
 - ・子育て支援、買い物弱者支援やお一人様に対応した時代のニーズに応える商店街づくりのための事業
5. コミュニティ機能強化事業
 - ・商店街と地域住民との交流を増加させる事業

☆その他詳細については、商工会までお問い合わせください。



南丹市販路開拓支援事業について

南丹市では、市内事業者の新規顧客獲得・販路拡大に向けた活動を支援し、市内で製造、制作、加工、開発された製品やサービスを市外の展示会、見本市、催事などで周知・販売する際の必要経費を支援します。

○受付期間 平成30年5月1日(火)～8月31日(金)まで

○応募資格 南丹市内に本社、主たる事業所又は店舗を有し、市税を滞納していない者であって、次の①～⑤のいずれかに該当する事業者

①南丹市工場等誘致条例または南丹市京都新光悦村企業立地促進条例

の指定を受けた事業者

- ②中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- ③農事組合法人または集落営農組織
- ④個人事業者
- ⑤その他、市長が適当と認めた事業者

なお、南丹市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員を有する事業者は、交付の対象としません。

- 助成内容 ・補助率：10/10以内で上限額20万円（但し、予算の範囲内での交付とし、申請額満額とならないことがあります。
 - ・助成対象経費：出展料（小間料、会場使用料）、装飾料、広告宣伝費、委託費、梱包運搬費、旅費（ガソリン代は除く）、人件費、謝礼、通訳・翻訳料、宿泊費（5千円上限/日2名まで）

- 申請方法 補助金交付申請書（市ホームページからダウンロードできます）を持参または郵送。

※制度の詳細については、必ず市ホームページをご覧の上、お問合せください。

☆お問合せ・お申込

南丹市 商工観光課 TEL 0771-68-0050

E-mail kankou@city.nantan.lg.jp



京の味めぐり・技くらべ展 出展者募集

大丸京都店で自慢の逸品を販売してみませんか？

府内一大マーケットである京都市において地場産品を一堂に集めた展示会を開催することにより、府内の地場産品を広く流通業者、消費者に紹介するとともに、広域的な販路拡大を支援し、地場産業の振興発展を図るべく京都府の支援を得て開催するものです。

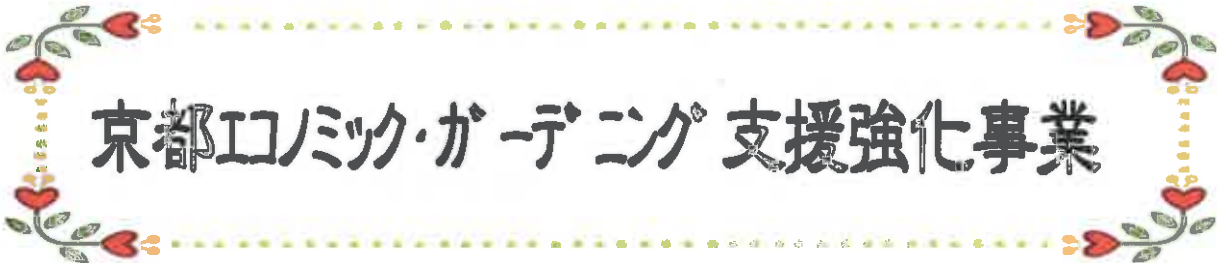
- 名称 第21回 京の味めぐり・技くらべ展
- 会期 平成30年9月12日（水）～9月18日（火） 7日間
- 営業時間 午前10時～午後8時（最終日閉場 午後4時予定）
- 会場 大丸京都店7階催会場 京都市下京区四条高倉 TEL 075-211-8111
- 出展費用 ・小間料 1小間につき20,000円（税込）
 - ・実演、茶屋設営負担金 小間料+20,000円（税込）
 - ・販売手数料（歩率）
（展示即売）加工食品、農林水産物 15%（実演、茶屋は13%）

(展示即売) 工芸品、染織品

18% (実演、茶屋は15%)

○申込締切 平成30年6月13日(水)

★詳細につきましては、南丹市商工会までお問合せください。



京都エコミック・ガーデニング支援強化事業

～中小企業の皆様の新商品開発等の新規事業を応援します～

京都企業を取り巻く環境変化に対応し、中小企業者ひいては京都経済の発展に向け、企業の持つ自社独自の「強み」を活かした新商品開発や新分野進出実現のための事業化の取り組みを応援し、地域経済の「成長の芽」となる京都企業の創生を目的として、京都府の補助を受けて実施するものです。

<応募資格>

- ① 自社独自の強みを活かし、新商品・新サービス・新ビジネスモデル等の開発、新分野進出等の事業に取り組む物
- ② 本事業に係る製品開発、生産、営業等の事業活動を遂行する拠点を京都府内に有する中小企業者
- ③ 中小企業応援隊又は(公財)京都産業21のコーディネート等の支援があること
※詳細は応募要領をご確認ください。

<支援コース>

I 事業創生コース

新規事業の見極め及びブラッシュアップのためのテストマーケティング等、事業計画段階で必要となる取組(勉強会・研究会、セミナー、ワークショップ、市場調査その他の調査、要素技術の可能性検証、技術研修など)

●資金支援総額 100万円以内

II 事業化促進コース

試作品・サービス等の開発、テスト販売等による本格的な市場調査・販路開拓等
※本コース資金支援規模の範囲内で、製品・サービス提供まで可能な小規模開発・事業展開案件も歓迎します。

●資金支援総額 1,000万円以内

III 本格的事業展開コース

実用化に向けた応用研究・生産技術開発、量産設備投資(生産体制の構築、販売・サービス提供の拠点整備等)、それらと連動した販路開拓等(広報、需要開拓等)

※開発の実績・取組の蓄積が十分にあることが前提です。

●資金支援総額 3,000万円以内

<補助率>

提案事業の実施に必要な補助対象経費の1/2以内

但し、土地贈与製及び建物建設費（付帯工事も含む）は15%以内

（上記正本格的事業展開コースについては、量産段階で調達し量産が主用途の設備についても15%以内とします）

<応募期間> 平成30年4月27日（金）～ 7月10日（火）午後5時まで

◎申請書類等は、（公財）京都産業21ホームページ（<http://www.ki21.jp/>）からダウンロードできます。

★お問合せ・応募先

（公財）京都産業21 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134

企画総務部 補助金支援グループ

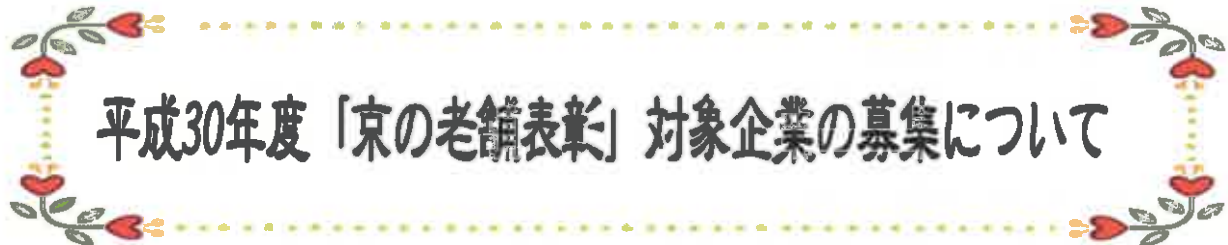
TEL 075-315-8935 FAX 075-315-8926

E-mail hojoshien@ki21.jp

イノベーション推進部 産学公住連携グループ

TEL 075-315-9425 FAX 075-314-4720

E-mail sangaku@ki21.jp



平成30年度「京の老舗表彰」対象企業の募集について

京都府では、府内で100年以上の業績をもつ、いわゆる老舗を顕彰し、その永年の経営努力を報奨しています。

今年度は、大正7年12月31日以前に創業し、現在にいたるまで継続して経営を続けてきた企業が対象となります。

◎申請の受付 平成30年6月14日（木）

お問合せ 京都府商工労働観光部染織・工芸課

TEL 075-414-4858

退職金

社長の決断、
応援します。

中退共の

退職金制度なら

安全

国の制度だから安心
新規加入や拠金を増額する場合は
拠金の一部を国が助成します。

有利

掛金は全額非課税
手数料もかかりません。

簡単

社外積立で
管理も簡単
納付状況や退職金試算書を
事業主さんにお知らせします。

パートタイマーさんや
家族従業員も加入できます



詳しくはホームページへ

中退共

検索

お問合せはお気軽に

(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

TEL (03) 6907-1234

FAX (03) 5955-8211

「京都ジョブ博」参加企業募集のご案内

求職者に対して、京都府内の企業の強みや魅力を発信するとともに、両者が出会う場を提供することで、中小企業の人材確保と求職者の就職をサポートします。このイベントに出展を希望される京都企業150社を募集します。(参加無料)

<実施日>平成30年7月14日(土)

<時間>12:00~16:00(企業受付10:00~)

<開催場所>京都市勤業館「みやこめっせ」

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

<対象>・2019年3月大学等卒業予定者及び卒業後3年以内の方

・若年求職者(35歳未満) ※来場目標数 約1,200人

<募集企業>京都企業150社

参加要件

○京都府内に本社または事業所があり、京都府内勤務の正社員求人が提出可能であること。

○雇用保険適用事業者であること。

○求職者から希望があった場合、職場体験の受け入れが可能であること

○当日のアンケート、本イベント後の採用並びに内定状況等を電話・メールまたはFAXでの調査にご協力いただけること

○「京都ジョブ博」当日は必ず採用担当者がアテンドできること

○事前説明会(内容:説明会当日の説明、採用力向上セミナー)

6月27日(水)14:00~16:30(会場:京都商工会議所)にご参加いただきます。

※応募多数の場合、抽選になることがあります。

<申込締切>平成30年5月25日12:00まで

★お問合せ・お申込み

京都ジョブパーク 企業支援コーナー

TEL 075-682-8948 FAX 075-682-8949

E-mail k-maeta@kyoto-jobpark.jp

2020年4月1日から保証に関する民法のルールが大きく変わります

2017年5月に成立した「民法の一部を改正する法律」が2020年4月1日から施行されます。民法には契約等に関する最も基本的なルールが定められており、この部分は「債権法」などと呼ばれています。この債権法については、明治29年に制定されてから約120年間にわたり実質的な見直しがほとんど行われていませんでした。今回の改定では、①約120年間の社会経済の変化への対応を図るために実質的にルールを変更する改正と、②現在の裁判や取引の実務で通用している基本的なルールを法律の条文上も明確にし、読み取りやすくする改正を行っています。

●保証人の保護に関する改正

(1) 極度額の定めのない個人の根保証契約※は無効に

※一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約のこと。例えば住宅等の賃貸借契約の保証人となる契約などが当たることがあります。

個人(会社などの法人は含まれません)が保証人になる根保証契約については、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額を定めなければ、保証契約は無効となります。この極度額は書面等により当事者間の合意で定める必要があります。極度額は「〇〇円」などと明瞭に定めなければなりません。

(2) 公証人による保証意思確認手続の新設

会社や個人である事業主が融資を受ける場合に、その事業に関与していない親戚や友人などの第三者が安易に保証人になってしまい、結果的に予想もなかった多額の支払いを迫られるという事態が依然として生じています。そこで、個人が事業用融資の保証人になろうとする場合について、公証人による保証意思確認の手続を新設しています。この手続を経ないでした保証契約は無効となります。この手続では、保証意思宣明公正証書を作成することになります。これは代理人に依頼することができず、保証人になろうとする者は自ら公証人の面前で保証意思を述べる必要があります。なお、この手続は主債務者の事業と関係の深い方(下記)については不要です。

- ・主債務者が法人…その法人の理事、取締役、執行役や議決権の過半数を有する株主等
- ・主債務者が個人…主債務者と共同して事業を行っている共同事業者や主債務者の事業に現に従事している主債務者の配偶者

●消滅時効に関する改正

「消滅時効」とは、債権者が一定期間権利を行使しないことによって債権が消滅するという制度をいいます。長期間が経過すると、証拠が散逸し債務者であるとされた者が債務を負っていないことを立証することも困難になるため、このような制度が設けられていると言われています。

民法は消滅時効により債権が消滅するまでの期間(消滅時効期間)は原則10年であるとしつつ、例外的に職業別のより短期の消滅時効期間(弁護士報酬は2年、医師の診療報酬は3年など)を設けていました。今回の改正では、消滅時効期間について、より合理的でわかりやすいものとするため、職業別

の短期消滅時効の特例を廃止するとともに、消滅時効期間を原則として5年とするなどしています。

旧ルール		新ルール
債権の種類	時効期間	原則 5年 ケースによっては 最長 10年
医師の診療報酬	3年	
弁護士の報酬	2年	
飲食代金	1年	
動産のレンタル代金	1年	
商取引債権	5年	

●民法のルールをよりわかりやすいものとするための改正

裁判や取引の実務で通用している基本的なルールであるものの、民法の条文には明記されていなかったものを明文化する改正を多数行われています。

例えば、次のようなルールが条文に明記されています

1. 意思能力に関するルール

交通事故や認知症などにより意思能力（判断能力）を有しない状態になった方がした法律行為（契約など）は無効であることは、判例で認められており、確立したルールです。高齢化社会の急速な進展に伴い、重要性も増しています。

2. 賃貸借に関するルール

賃貸借に関しては、敷金をやりとりするという実務が広く形成されています。また、賃貸借の終了に際しては、借主が現状回復をする必要がありますが、どのような範囲で原状回復が必要かについて紛争が生ずることも少なくありません。そこで次のような確立したルールを条文に明記しています。

① 敷金については

賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けたときに、貸主は賃料などの債務の未払分を差し引いた残額を返還しなければなりません。

② 賃貸借の借主は

通常損耗（賃貸物の通常の使用収益によって生じた損耗）や経年変化については現状をする必要はありません。

・通常損耗、経年変化の例

- 家具の配置による床、カーペットのへこみ
- クロスの変色（日照などの自然現象によるもの）
- 壁等の画飯、ピン等の穴

・通常損耗、経年変化に当たらない例

- たばこのヤニ、ペットによる柱等のキズ

* 今回の民法改正では、契約等に関する基本的なルールについて、合計200項

目程度の改正をしています。法務省ホームページには、より詳しい説明資料を掲載していますので、ご覧ください。

法務省民事局参事官室 <http://www.moj.go.jp/>

TEL 03-3580-4111

「働き方改革推進支援センター」の設立について

当センターは、中小企業等が働き方改革の実現に向け、47都道府県に設置し、36協定の締結のしかた・就業規則の作成方法・賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、特に中小企業・小規模事業者の方々が抱える様々な課題に対応するためワンストップ無料相談窓口として、京都府では京都府中小企業団体中央会内に設置されました。今後、関係機関と連携を図りつつ、労務管理・企業経営等の専門家による個別相談援助や電話相談等を実施するとともにセミナーや出張相談会が実施されます。

*本部事務所 京都市右京区西院東中水町17番地
 京都府中小企業会館4階 京都府中小企業団体中央会内
 TEL 075-314-7131 FAX 075-314-7130
 E-mail hatarakikata@chuokai-kyoto.or.jp

平成30年度の雇用保険料率について

～平成29年度から変更ありません～

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の 保険料率のみ)	② 事業主 負担		① + ② 雇用保険料率
		失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	12/1,000

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の料率が適用されます。

事業主の皆様へ！

平成30年度労働保険料（労災保険・雇用保険）の
申告納付期間は、6月1日～7月10日（土日祝は除く）です。
お早めにお手続きください。

今年も労働保険料の申告納付の時期がまいりました。

『労働保険概算・確定保険料・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書』により、
7月10日までに申告納付をお済ませください。

なお、申告・納付には、便利な電子申請や口座振替による納付をご利用ください。

お問合せ先

京都労働局総務部労働保険徴収課
〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451
TEL 075-241-3213
FAX 075-241-3233

南丹市商工会では、労働保険の事務委託を
承っております。お気軽にご相談ください。
(お問い合わせ・ご連絡先)

労働保険事務組合南丹市商工会

Tel0771-42-5380



青年部だより

4月17日園部町津多屋において、平成30年度通常総会が開催されました。上程された全議案「平成29年度事業報告並びに決算、平成30年度事業計画及び予算」について可決承認されました。総会後は懇親会が開かれ、和気藹々とした雰囲気の中、新入部員4名を加え総勢44名で新体制のスタートを切りました。

<新入部員のご紹介>

敬称略

事業所名	氏名
㈱丸菱	松尾 脩平
オカベ木工	岡部 淳史
司法書士・行政書士南丹下村事務所	下村 幸代
美容室こち	草川 香織

平成30年度女性部通常総会開催

去る4月20日八木町八光館において、通常総会が開催されました。上程された全議案「平成29年度事業報告及び決算、平成30年度事業計画及び予算」について可決承認されました。懇親会では、今後の女性部活動について交流を深めながら意見交換が行われました。



賑わい事業委員会



学びと発信委員会



和みと交流委員会





南丹市内の中小企業を 南丹市商工会は ながく つよく さぽ~と します！！

挑戦を サポート

創業や経営革新の支援をサポートします。
新規創業や再チャレンジ・第二創業・農商工連携・経営革新・
知恵の経営等に前向きな企業の「挑戦」を支援します。

進化を サポート

質の高い経営・効率の良い経営に向けて、低コスト対策・技術
向上・従業員教育等に前向きな企業の「進化」に対して支援し
ます。また、ホームページなどの作成支援もします。

安心を サポート

わずらわしい労働保険事務の手続き、記帳機械化代行・記帳指
導、PL 保険、小規模企業共済、倒産防止共済のほか、事業主
や企業に役立つ各種共済制度の提案や、決算・確定申告・税務
手続きに対し「安心」を支援します。

躍進を サポート

後継者の育成や事業承継の支援のほか、講習会・講演会の開催
を通じて必要な知識の習得や個別指導を通じて企業の「躍進」
を支援します。

もっと サポート

最新の経営に関する施策の各種情報を分かりやすい内容で発
信します。また、企業商品の販路開拓を目指し、各種展示会や
物産展の情報を発信すると共に観光資源についても「もっと」
支援します。

ずっと サポート

事業に必要な資金（融資）の相談をはじめ、経営診断、経営危
機に対しての経営安定相談など「ずっと」支援します。

★どんなことでもお気軽にご相談ください！



★ 本所(八木支所)	八木町八木東久保 28-1	☎0771-42-5380
★ 園部支所	園部町上本町南 2-22	☎0771-62-0766
★ 日吉支所	日吉町殿田尾崎 8-1	☎0771-72-0224
★ 美山支所	美山町島島台 51	☎0771-75-0021

南丹市商工会ホームページ <http://nantan.kyoto-fsci.or.jp/>

e-mail nantan-sci@kyoto-fsci.or.jp